

税務QA

18.12-1

Q1 当医療法人では生命保険を利用して理事長の退職金支払に備えたいと考えていますが、そういう場合に利用される保険の種類と税務上の取扱いについて教えてください。

A

ポイント

- (1) 支払保険料が損金算入できる定期保険で解約返戻率の高いものは、利益の繰延べ効果を得ながら、退職慰労金・死亡退職金の支払原資づくりができます。
- (2) 逓増定期保険は、退職慰労金等の財源確保に利用されていますが、税務上の取扱いに留意し、退職金支払予定時に解約返戻率が高いもの等、法人に有利なものを選びます。

1. 医療法人の損金性の生命保険の活用と税務上の取扱い

- (1) 個人経営の病医院の場合、生命保険料は院長の家計費となるため必要経費とはなりません、医療法人が契約し生命保険料を負担しますと、全額が保険料、福利厚生費又は給与として損金算入できるものもあり、節税や利益の繰延べ効果を得ながら、退職慰労金や死亡退職金の支払原資づくりができます（生命保険に加入する経済合理性が別に必要ですが）。
- (2) 逓増定期保険は、定期保険の中で保険金額が保険期間の進行にしたがって上昇するものをいいます。支払保険料は平準化されて一定ですが、保険期間の前半に支払われる保険料には後半部分の保険料が前払い分として含まれていることから、保険期間の前半で解約した場合、高い解約返戻率があるのがこの保険の特徴です。10年以内ぐらいの比較的短期間に退職金などを準備したい場合に向いており、また、退職金支給時のキャッシュフロー対策、損益対策にもなります。
- (3) 税務上は、法人が自己を契約者とし、役員又は使用人を被保険者として加入した定期保険のうち、一定額の保険料で保険期間中に保険金額が5倍までの範囲で増加する定期保険で下表の～に該当するものを逓増定期保険として、取扱いを定めています。

区 分	取 扱 い	
	保険期間開始の時から その保険期間の60%に 相当する期間	保険期間の60% に相当する期間を 経過した後の期間
被保険者の保険満了年齢が60歳以下、又は保険加入時年齢 + 保険期間 × 2 < 90	各事業年度の支払保険料の全額が損金算入	
被保険者の保険満了年齢が60歳を超え、かつ、保険加入時年齢 + 保険期間 × 2 > 90 (、に該当するものを除く)	支払保険料の 1/2 資産計上 1/2 損金算入	支払保険料の全額 を損金算入し、あ わせて資産計上の 累積額を残期間の
被保険者の保険満了年齢が70歳を超え、かつ、保険加入時年齢 + 保険期間 × 2 >	支払保険料の 2/3 資産計上	

105 (に該当するものを除く)	1/3 損金算入	経過に応じて損金 算入
被保険者の保険満了年齢が80歳を超え、 かつ、保険加入時年齢 + 保険期間 × 2 >	支払保険料の 3/4 資産計上	
120	1/4 損金算入	

逓増定期保険の各年の保険料が平準化されているということは、保険期間の前半に支払う保険料の中には相当額の前払保険料が含まれていると考えられます。そこで税務上は保険期間開始の時から60%に相当する期間を経過するまでは、支払保険料の1/2～3/4を前払金に計上し、残りを損金の額に算入します。そして、保険期間の60%経過後の期間で、各年の支払保険料の額と、資産計上した前払金の累積額のうち期間経過対応額を損金の額に算入する訳です。

しかし、実際に販売されているのは、高い繰延べ効果を得るため支払保険料の全額が損金になるように設計された逓増定期保険がほとんどのようです。

2. 生命保険を利用した場合の経理処理例と医療法人財務への影響

医療法人は、理事長勇退時の退職金支給に備えるため契約年齢50歳、保険期間20年で逓増定期保険契約を結び、年払保険料660万円を支払った。

10年後にその逓増定期保険を解約し解約返戻金6,230万円を受け取り、それを支払原資として役員退職給与規程により、勇退退職慰労金7,000万円を支給した。

- 1 (1) 保険料の支払 支払保険料 660万円 / 当座預金 660万円
(2) 10年間の損金保険料累計額 660万円 × 10 = 6,600万円
(3) 10年間の節税効果 6,600万円 × 40% = 2,640万円 (実効税率40%と仮定)
- 2 (1) 解約返戻金を受け取った 当座預金 6,230万円 / 雑収入 6,230万円
(2) 退職慰労金を支給した 役員退職慰労金 7,000万円 / 当座預金 7,000万円

7千万円の退職金の支払いに関し、キャッシュフロー的には保険契約がなければ手持ち資金や銀行借入で手当てするなど医療法人の財政状態の悪化を招きかねないところ、逓増定期保険で退職金支給に備えたことにより資金持ち出は770万円に止まっています。また、損益的にも、退職慰労金7千万円の損金に対し雑収入6,230万円の益金で大半をカバーしています。

年度別の
保険料累計と
解約返戻金の
関係の一覧表

年度	保険料 累計	軽 減 税 額	実質負 担累計	解 約 返戻金	解 約 返戻率	実 質 返戻率
1	660	264	396	440	66.7	111.1
2	1,320	528	792	1,060	80.3	133.8
3	1,980	792	1,188	1,690	85.3	142.2
4	2,640	1,056	1,584	2,330	88.2	147.1
5	3,300	1,320	1,980	2,970	90.0	150.0
6	3,960	1,584	2,376	3,630	91.7	152.8
7	4,620	1,848	2,772	4,300	93.1	155.1
8	5,280	2,112	3,168	4,980	94.3	157.2
9	5,940	2,376	3,564	5,630	94.8	158.0
10	6,600	2,640	3,960	6,230	94.4	157.3

- (注) 1. 単位: 万円、%
2. 実効税率40%と仮定
3. 保険料、解約返戻金は仮定数字

Q2 平成18年分の所得税の確定申告時期が近づいてきましたが、所得控除全体の概要を教えてください。

A

ポイント

- (1) 所得控除は15種類ありますが、改正点は、寄付金控除の適用下限額が1万円から5千円に引き下げられ控除額が拡大されたところです。
- (2) 損害保険料控除は、平成19年分から地震保険料控除に改組されます(ただし、平成18年末までに締結した長期損害保険契約は19年以降も従来通り適用となります)。
- (3) サラリーマンの場合、雑損控除、医療費控除、寄付金控除の適用を受けるためには、確定申告をしなければなりません。

[平成18年分の所得控除一覧]

種 類	内 容	控 除 額	
		所 得 税	住 民 税
雑損控除	災害、盗難、横領により生活用資産などに受けた損害	(損失額 - 所得の10%) (損失額のうち災害関連支出額) - 5万円	いずれか 多い額
医療費控除	本人、生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費	支払医療費 - (医療費を補填する金額) - (10万円か所得の5%のいずれか少ない額)(最高200万円)	
社会保険料控除	本人、生計を一にする配偶者や親族の健康保険料、介護保険料、公的年金等の保険料	全額(国民年金保険料等の支払証明書の添付等が必要)	
小規模企業共済等掛金控除	中小企業基盤整備機構に支払った第一種共済契約の掛金、心身障害者共済掛金、確定拠出年金掛金	全額(証明書の添付が必要)	
生命保険料控除	本人、配偶者、その他の親族を受取人とした生命保険料	最高5万円(証明書の添付が必要)	最高 3.5万円
	本人、配偶者を受取人とした個人年金保険料	最高5万円(証明書の添付が必要)	最高 3.5万円
損害保険料控除	居住用の家屋、動産などに掛けた火災保険料、傷害保険料、医療費用保険料など	最高1.5万円(証明書の添付が必要)	最高1万円
寄付金控除	特定寄付金を支払ったとき。ただし、住民税では、自治体、共同募金などに限る	特定寄付金の支払額 所得の30%(住民税は25%)	いずれ か少な い額 10 か少な い額
障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者であるとき	1人につき 27万円 特別障害者 40万円	26万円 30万円
寡婦控除	夫と死別・離婚して扶養親族のある人。又は夫と死別し、所得が	27万円	26万円

	500万円以下の人		
	夫と死別・離婚して、かつ所得が500万円以下で子を扶養している人	35万円	30万円
寡夫控除	妻と死別・離婚して生計を一にする子があり、かつ所得が500万円以下の人	27万円	26万円
勤労学生控除	本人が勤労学生で所得が一定額以下の人	27万円	26万円
配偶者控除	配偶者の所得が一定金額以下のとき (70歳以上...昭和12.1.1以前生れ)	一般控除対象配偶者 38万円 " (同居特別障害者) 73万円 老人控除対象配偶者(70歳以上) 48万円 " (同居特別障害者) 83万円	33万円 56万円 38万円 61万円
配偶者特別控除	配偶者の所得が一定金額以下のとき	最高38万円(明細別記)	最高33万円
扶養控除	親族の所得が一定金額以下のとき (16歳以上23歳未満...昭和59.1.2から平成3.1.1まで生まれ) (70以上...昭和12.1.1以前生まれ)	一般扶養親族 38万円 " (同居特別障害者) 73万円 特定扶養親族(年齢16歳以上23歳未満) 63万円 " (同居特別障害者) 98万円 老人扶養親族(70歳以上) 48万円 " (同居特別障害者) 83万円 同居老親(70歳以上) 58万円 " (同居特別障害者) 93万円	33万円 56万円 45万円 68万円 38万円 61万円 45万円 68万円
基礎控除	本人の控除	38万円	33万円

配偶者控除と配偶者特別控除

配偶者控除は、配偶者の合計所得金額が38万円(給与収入では103万円)以下の場合に受けられるものですが、それを超えて配偶者控除の対象とならない人でも、合計所得金額が76万円(給与収入では141万円)未満であれば、配偶者特別控除として、下表の早見表の区分による控除を受けることができます。ただし、配偶者特別控除を受けられるのは、本人の合計所得金額が1,000万円(

配偶者特別控除の早見表

給与収入だけの場合
合計1,231万円)以下である場合に限ります。

配偶者の給与収入	配偶者特別控除	配偶者の給与収入	配偶者特別控除
105万円未満	38(33)万円	130万円未満	16(16)万円
110万円"	36(33)"	135万円"	11(11)"
115万円"	31(31)"	140万円"	6(6)"
120万円"	26(26)"	141万円"	3(3)"
125万円"	21(21)"	141万円以上	0(0)"

(注)()内は、住民税の控除額です。